

外貨普通預金取引規定

令和4年1月1日 改定

1. 取扱店の範囲

この預金の預け入れまたは払い戻しは当店に限り取り扱います。

2. 預入単位

この預金の預け入れ額は、当該外貨現金による場合は当該外貨額1通貨単位以上の金額とし、それ以外の場合は当該外貨額1補助通貨単位以上の金額とします。

3. 口座への受け入れ

(1) この預金に受け入れできるものは次のとおりとします。

- ① 現金
- ② 当店を支払場所とする当該外貨による手形、小切手、配当金領収書等（以下「証券類」という）のうち当店で決済を確認したもの
- ③ 為替による振込金
- (2) 当店以外を支払場所とする証券類は取立のうえ、決済を確認したあと受け入れます。この場合、特に費用を要するときは、当金庫の店頭に備え付けの「ぎふしん手数料のご案内」に記載の手数料をいただきます。
- (3) 手形要件（特に振出日、受取人）、小切手要件（特に振出日）の白地はあらかじめ補充してください。
当金庫は白地を補充する義務を負いません。
- (4) 証券類のうち裏書、受取文言等の必要があるものはその手続きを済ませてください。
- (5) 手形、小切手を受け入れるときは、複記のいかんにかかわらず、金額欄記載の金額によって取り扱います。

4. 預金の払い戻し

(1) この預金を払い戻すときは、当金庫所定の払戻請求書に届け出の印章（または署名）により記名押印（または署名）して、当店に提出してください。

(2) 同日に数件の支払いをする場合に、その総額が預金残高を超えるときは、そのいずれを支払うかは当金庫の任意とします。

5. 外国通貨現金による払い戻し

この預金の外貨現金による払い戻し請求があった場合でも、当金庫の都合により当該外貨現金相当の本邦通貨により支払うことがあります。その際の換算相場は第7条に準じて取り扱います。

6. 利息

この預金の利息は、毎年2回2月、8月に、利盛期間の当金庫の店頭表示の利率により算出のうえ、この預金に組み入れます。なお、利率は金融情勢の変化に応じて変更します。

7. 外国為替相場

この預金口座へ邦貨を受け入れる場合は、受け入れ日における当金庫の電信売相場（TTS）、またはこの預金口座から邦貨により支払う場合は、払い出し日における電信買相場（TTB）により換算します。

8. 取引明細書

この預金の取引がなされた場合、その事実を証明するため外貨普通預金取引明細書を発行するものとし、外貨普通預金専用通帳にページの番号順につづり込むものとします。

9. 届出事項の変更等

(1) 印章を紛失したときまたは、印章、氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届け出てください。この届け出の前に届出を行わなかったことで生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

(2) 印章を紛失した場合の預金の払い戻しは、改印の手続きを完了した後に行います。

(3) 届け出のあった氏名、住所にあてて当金庫が通知または送付書類を発送した場合には、延着または到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

10. 印鑑照合等

払戻請求書、諸届け等に使用された印影（または署名）を届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取り扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があつてもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

11. 差引計算

- (1) 当金庫に対し弁済期の到来した債務を負担しているときは、この預金の通貨種類、期日等のいかんにかかわらず、当金庫はこの預金をいつでも相殺または弁済に充当することができるものとします。
- (2) 前項の場合で、この預金と債務の通貨種類が異なるときには、この預金は、相殺または弁済充当期における当金庫の公表相場により、円貨または当金庫に対する債務と同一種類の通貨に換算できるものとします。
- (3) 第1項、第2項の場合、払戻請求書は不要とし、換算相場は第7条に準じて取り扱います。

12. 手数料等

- (1) この預金口座と同一の幣種にて受け入れる、または支払う場合には、当金庫の店頭に備え付けの「ぎふしん手数料のご案内」に記載の手数料をいただきます。
- (2) 第11条第1項、第2項で発生する手数料、費用等についても前項同様とし、当座勘定規定、普通預金規定、または本規定にかかわらず小切手または払戻請求書なしで、預金者のこれらの口座から引き落します。

13. 為替相場変動リスク

この預金の取引を行うに際して、外国為替相場の変動により差益または差損が発生することがあることを承認したものとし、差損については当金庫は一切責任を負いません。

14. 振替特約口座

この預金に対し円預金を対価として預け入れ、または払い戻しする場合は、この預金の本人名義の円の普通預金または当座預金口座を、振替特約口座として届け出てください。

15. 保険事故発生時における預金者からの相殺

- (1) この預金は、当金庫に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、本条各項の定めにより相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当金庫に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当金庫に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取り扱いとします。
- (2) 相殺する場合の手続きについては、次によるものとします。
 - ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務から相殺するものとします。当該債務が第三者の当金庫に対する債務である場合には、当該契約者の保証債務から相殺するものとします。
 - ② 前号の充当の指定のない場合には、当金庫の指定する順序方法により充当いたします。
 - ③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当金庫は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 相殺する場合の借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日までとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する精算金、損害金、手数料等の支払いは不要とします。
- (4) 相殺する場合の外国為替相場については当金庫の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて契約書等で定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当金庫の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

16. 成年後見人等の届出

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときは、直ちに成年後見人等の氏名その他の必要な事項を書面によって当店に届出してください。また、預金者の補助人、保佐人、後見人について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときも、同様に当店に届出ください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされたときは、直ちに任意後見人の氏名その他の必要な事項を書面によって当店に届出ください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合

にも、前2項と同様に当店に届出ください。

- (4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じたときにも同様に当店に届出ください。
- (5) 前4項の届出前に当金庫が過失なく預金者の行為能力に制限がないと判断して行った払戻しについては、預金者およびその補助人、保佐人、後見人、任意後見人もしくはそれらの承継人は取消を主張しません。

17. 謾渡、質入れ等の禁止

- (1) この預金、預金契約上の地位その他この取引にかかる一切の権利は、譕渡、質入れその他第三者の権利を設定すること、または第三者に利用させることはできません。
- (2) 当金庫がやむをえないものと認めて質入れ等を承諾する場合には、当金庫所定の書式により行います。

18. 反社会的勢力との取引拒絶

この預金口座は、第20条第3項第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第20条第3項第1号、第2号AからFまたは第3号AからEの一にでも該当する場合には、当金庫はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

19. 取引の制限等

- (1) 当金庫は、預金者情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、預入、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (2) 前項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ローンダーリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、預入、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (3) 前2項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダーリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当金庫が認める場合、当金庫は当該取引の制限を解除します。

20. 解約等

- (1) この預金口座を解約する場合には、所定の解約用紙を提出し、当店に申し出ください。
- (2) 次の各号の一にでも該当した場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。
 - ① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合
 - ② この預金の預金者が第17条第1項に違反した場合
 - ③ この預金がマネー・ローンダーリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合
 - ④ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
- (3) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。
 - ① 預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関する虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - ② 預金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合
 - A. 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「反社会的勢力」という。）
 - B. 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - C. 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - D. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること
 - E. 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - F. 役員または経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること
 - ③ 預金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合
 - A. 暴力的な要求行為

- B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為
 - E. その他前各号に準ずる行為
- (4) この預金が、当金庫ホームページに別途表示する一定の期間預金者による利用がなく、残高が同表示の一定の金額を超えることがない場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。また、法令に基づく場合にも同様にできるものとします。
- (5) 前3項により、この預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、当店に申し出てください。この場合、当金庫は相当の期間をおき、必要な書類等の提出を求めることがあります。

21. 通知等

届出のあった氏名、住所にあてて当金庫が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

22. 規定の変更

- (1) この規定は、民法 548 条の 2 第 1 項に定める定型約款に該当し、本規定の各条項および手数料その他の条件は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、同法 548 条の 4 の定型約款の変更の規定に基づいて変更できるものとします。
- (2) 前項による本規定の変更は、変更後の規定内容を、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める 1 カ月以上の期間を経過した日から適用されるものとします。

23. 準拠法・裁判管轄権

- (1) この預金には、日本における外国為替等に関する法令が適用されます。
- (2) この規定の解釈は日本の法律によって行われるものとし、この預金に関して紛争が生じた場合には、当金庫本店または当店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

以上